

平成23年6月30日

中央職業能力開発協会節電実行計画

政府の節電実行計画に係る基本方針（平成23年5月13日、電力需給対策本部決定）及び「夏期の電力需給対策に係る「節電実行計画」の策定・公表等について（依頼）」（平成23年5月25日付け能発0525第2号、厚生労働省職業能力開発局長通知）に基づき、中央職業能力開発協会が自ら実行する節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1 背景

東日本大震災に伴う東京電力及び東北電力管内の電力の需給ギャップに対処するため、政府は「夏期の電力需給対策の骨格」（4月8日電力需給対策本部決定）に基づき、官民が一体となって需要抑制に取り組むこととされた。

当協会としても、今般の緊急対策の重大性に鑑み、節電に向けた一層の対策を実施することとする。

2 実施期間

節電実行計画の期間及び時間帯は、平成23年7月1日～9月30日までの間における、平日の9時から20時までとする。

3 対象施設及び節電目標

東京電力管内に所在する西新宿事務所及び小石川事務所は、原則として入居している民間ビル全体の目標値と同一とするが、当該事務所専有部分では民間ビル全体の目標値にとらわれず最大限の取組を実施する。

4 節電への具体的取組

（1） 照明及びコンセント電力の削減

〔空調〕

- ① サーバ室の空調機器の温度設定等の見直し

- ② 個別空調の原則使用禁止
- ③ ブラインドの適切な調整
- ④ クールビズの徹底、強化
- ⑤ 必要に応じ外気の取り入れ

[照明]

- ① 手元照明の導入、蛍光灯の本数の間引き等
- ② 使用していないエリア等の消灯の徹底
- ③ 昼休みの消灯の徹底

[OA 機器、その他の機器]

- ① プリンタ、コピー機、シュレッダーの稼働台数の削減
- ② 長時間使用しない場合の電源オフの徹底
- ③ 印刷の縮減、両面印刷の徹底
- ④ パソコンのディスプレイのこまめな電源オフ及び照度調整の徹底
- ⑤ 電子レンジ、電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用禁止
- ⑥ 電気冷蔵庫は温度調整（一時停止含む）し、効率的に使用する。
- ⑦ 休憩時間（昼休み）はパソコン、コピー機、プリンタの電源を完全オフとする。ただし、電話当番等において使用する場合はこの限りでない。
- ⑧ 帰宅時にパソコン、コピー機、プリンタの電源オフを確認し徹底する。

(2) 業務等の見直し

[行事等の見直し]

- ① 会議・研修・委員会等の期日を夏期以外の月に設定
- ② 会議・研修・委員会等の東京・東北電力管外の場所で開催
- ③ 会議・研修・委員会等の回数及び開催時間の縮減

[ワークスタイルの変革につながる取組]

- ① 職員の休暇取得の促進等により電力使用を抑制
- ② 職員の業務量の適切な管理、業務見直し、業務負担の平準化、無駄な居残りの撲滅等により、超過勤務時間の一層の縮減
- ③ 連続休暇の取得促進
- ④ 春又は秋への業務シフト
- ⑤ 東京・東北電力管外への業務シフト
- ⑥ ノー残業デーを徹底し、一斉消灯、電源オフに努める。
- ⑦ 各課に節電担当者を指名して各課における節電の取り組みを促す。